

○厚生労働省告示第百九十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習について、実施機関の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成三十年四月四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

講習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日

